

天理教校学園高等学校 いじめ防止基本方針

I. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたいじめから一人でも多くの生徒を救うためには、私たち教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されないこと」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

ここに本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「天理教校学園高等学校 いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの問題に組織的に取り組む意を明らかにするとともに、「一れつ兄弟姉妹（きょうだい）」との天理教の教えに基づく信条教育を施す学校として、生徒育成の上に一層の努力を重ねることを誓うものである。

II. いじめ防止に関する基本方針

いじめを未然に防ぐため、本校では「いじめ防止のための組織」を常設するとともに、全寮制の特色を生かし、学校・学寮・保護者間の連携を密に行い、生徒一人ひとりの置かれている状況の把握に最大限努力するものである。

さらには、天理教教理の習得及び人権教育の充実を図り、生徒の人格形成に努めるため、先ず教職員自らが自己の研鑽に積極的に取り組む姿勢を明らかにしたい。

1. いじめ防止のための組織

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、常設の「運営委員会」を「いじめ防止のための組織」とする。

その役割等については、以下のとおりである。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取り組みの年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取り組みについて、全ての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 生徒や保護者に対し、いじめに関する意識啓発のための取り組みを行う。
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行い、いじめの早期発見に努める。
- カ) いじめの疑いがある事象が発生した場合は、いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- キ) いじめ発生時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応

方針の決定と、学寮関係者・保護者との連携等の対応を行う。

ク) 重大事態発生時には、学校設置者である「学校法人天理教校学園」と連携し、重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。

(2) 構成員

「いじめ防止のための組織（運営委員会）」の構成員は以下の通りとする。

校長	教頭	事務長
寮長（かがみ寮、あらか寮、ひとすじ寮）		
教務部長	育成部長	進路指導部長
保健・教育相談部長	群運営部長	
群主任（Ⅰ群、Ⅱ群、Ⅲ群）	学年主任（1年、2年、3年）	

なお、必要に応じて校医・臨床心理士が加わる場合がある。

(3) 関係する委員会等との連携

いじめの防止等の取り組みの実施に当たっては、育成部、保健・教育相談部、人権教育部と連携して取り組む。

2. 学寮との連携

本校には3つの学寮が存在し、各寮長および舎監は学校職員を兼務する。

生徒の動静については、毎朝の職員朝礼にて各寮長より報告があり、各学年に配置される舎監を通じ、常時学年会議等において生徒の情報交換を行う。

なお、寮長は全員「運営委員会（いじめ防止のための組織）」の構成員とする。

3. 育友会及び関係機関等との連携

本校生徒の出身地は、国内はもとより世界各国に及んでいる。保護者の会として「育友会」が存在するが、頻繁に保護者会を開催することは難しい状況にある。しかしながら、いじめを含む育成事象については、学寮関係者とも連携し、保護者と緊密に連絡をとりあい、いじめ等の防止に取り組む。

4. 年間計画の策定とその実施

いじめ防止に向けてのアンケート調査をはじめ、生徒・保護者への啓発について、および教職員の研修について、年度当初に年間計画を策定する。

5. 校内研修

上記年間計画に則り、年度当初の職員研修において「いじめの早期発見・早期対応」に関する研修会を実施する。また、過度の競争意識を助長したり、勝利至上主義を迫認したりすること等により、教職員の不適切な認識・言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、体罰禁止を含めた教職員の意識向上のための研修会を実施する。

6. 点検・評価及び見直し

毎年度末には、いじめの防止等の取り組みの検証を行うとともに、いじめ防止に関する

項目を「学校評価（自己評価・学校関係者評価）」の項目に加えて公表し、その結果等を勘案して、必要に応じて本校の「いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

Ⅲ. いじめの防止

1. 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。

このことを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

このため、本校では、全ての生徒を、心の通う対人関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、学寮関係者・保護者と一体となって継続的な取り組みを進める。

また、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育む。

さらに、生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、生徒一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をとともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努める。

加えて、生徒の自発的・自治的な活動を進め、生徒自らがいじめの未然防止に取り組むなど、全ての生徒にとって居心地のいい学校・学寮づくりを推進する。

2. 教職員の基本姿勢

いじめ防止のため、教職員はそれぞれの教育の場で、次のことを生徒に強く認識させるとともに、いじめの萌芽を見逃さない感性と観察力を研鑽し維持する。また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動など指導の在り方に充分注意する。

- ①「いじめ」は人間として絶対に許されないことである。
- ②「いじめ」は暴力であり、人を殺傷する武器にもなる。
- ③「いじめ」に同調したり傍観したりすることは、許されない行為である。
- ④「いじめ」を見たり感じたりした場合は、速やかに他の教員などに伝える。

3. いじめ防止のための取り組み

ア) いじめについての共通理解

- ①いじめの原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知徹底し、共通理解を図る。
- ②校内研修の実施に当たっては、心理の専門家である臨床心理士等の活用を推進する。
- ③保健・教育相談部を中心とし、障害に対する教員の理解不足が生徒の偏見につながり、いじめを生み出す契機となるようなことがないよう特別な支援を必要とする生徒の理解を図る研修を推進する。
- ④平素から、教職員が相互に積極的に生徒についての情報を共有する。
- ⑤全校行事、学年集会やホームルーム活動等を通じて、教職員がいじめの問題について

触れ、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を醸成する。

イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育および体験活動の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的態度を養う。

②生徒が自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や円滑に他者とのコミュニケーションを図るための能力の育成に努める。

ウ) いじめが行われなないための指導上の留意点

①生徒一人ひとりを大切にしたい分りやすい授業づくりに努める。

②人間関係を把握して、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりに努める。

③教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

エ) 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

①家庭や天理教教内の各施設などにも協力を求め、教育活動全体を通じて、全ての生徒が活躍でき、自己有用感を高められる機会の設定に努める。

②自己肯定感を高められる機会の設定に努める。

オ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む環境づくり

①ホームルームにおける各委員や行事委員等の活動により、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を呼びかけるような取り組みを推進する。

②教員は、全ての生徒が、主体的な活動の意義を理解し、自主的・積極的に活動に参加するよう指導・支援する。

カ) 学寮関係者や保護者との連携

①いじめの防止等の取り組みの年間計画の作成や実施に当たり、学寮関係者や保護者などの意見が反映されるよう工夫する。

②保護者に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性について啓発するとともに、保護者懇談会、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携・協力を図る。

IV. いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

いじめは、大人からは見えにくく、また、事実認定が難しいものである。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまう。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠そうとすることなく、また、いじめを軽視せず積極的に認知することが大切である。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

また、教職員間や学校と学寮関係者・保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努める。さらに、生徒にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から

積極的に生徒に声かけをするなど、生徒との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整える。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、学寮、家庭が組織的に連携・協働する体制を学校が中心となって構築する。

2. 教職員の基本姿勢

いじめの早期発見のため、教職員は全ての教育活動において、次のことを積極的に取り組む。

- ①生徒の状況を注意深く観察し生徒の変化を見抜くよう努力する。
- ②生徒に関する情報は関係教職員に迅速に連絡して情報の共有を密にする。
- ③教職員は問題を抱え込まないで、迅速に学年主任・教頭・校長へ報告を行い必要に応じて対応を協議する。

3. いじめ早期発見のための取り組み

- ①日常的に生徒に声かけをするなど、生徒との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努める。
- ②休み時間など、学校生活の様々な場面を通じて生徒の様子を把握するよう努める。
- ③定期的に、また、必要に応じて、アンケート調査や個人面談等を実施する。
- ④教職員間の情報共有に日頃から努める。
- ⑤学寮関係者との懇談や家庭訪問等を通じて、保護者との緊密な連携に努める。
- ⑥保健室や教育相談窓口の利用、学寮での相談窓口について周知する。

V. いじめ発生時の対応

1. 基本的な考え方

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要がある。

このため、本校では、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、「運営委員会（いじめ防止のための組織）」において直ちに対処する。

この際、いじめを受けた生徒の立場に配慮しつつ、関連する生徒から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努める。

また、学寮や家庭への報告・連絡を行い、緊密な連携を図る。

加えて、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、校医、臨床心理士、および司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ることとする。

このため、平素から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築する。

2. 教職員の基本姿勢

いじめの早期発見のため、教職員は全ての教育活動において、次のことを積極的に取り組む。

- ①被害生徒を守ることを最優先とし、心身のケアなど必要な対応をする。
- ②加害生徒がいじめに及んだ原因と背景を究明し必要な措置をとる。
- ③事態の発生した生徒集団には、事態を十分に説明し、再度いじめが発生しないよう指導する。
- ④関係者には適切な情報を提供し、対応状況を説明する。
- ⑤必要に応じて、関係機関・専門機関と連携してその対応にあたる。

3. いじめ発生時の取り組み

ア) いじめ発見・通報を受けた時の対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止する。
- ②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたとする生徒の立場に立って、真摯に傾聴し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③発見・通報を受けた教職員は、直ちに学年主任、教頭、校長に報告する。
- ④速やかに「運営委員会（いじめ防止のための組織）」を持ち、その情報を共有、記録し、直ちに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認する。
- ⑤事実確認の結果は、校長が速やかに学校設置者である「学校法人天理教校学園」に報告し、緊密な連携を図る。
- ⑥教職員全員の共通理解の下、関係の学寮関係者・保護者の協力を得て対応する。
- ⑦いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署との相談も視野に入れる。
- ⑧生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ) 被害生徒への支援

- ①いじめを受けた生徒の立場に立って受容的に事実関係を聴取する。
- ②発覚した当日のうちにいじめを受けた生徒の保護者に事実関係を伝える。
- ③教職員、学寮職員、家族、親しい友人等、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ④必要に応じて、いじめを行った生徒を別室指導とする等、いじめを受けた生徒等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑤状況に応じて、校医、臨床心理士など外部専門家に協力を依頼する。
- ⑥いじめが解決したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行う。
- ⑦聴き取り等によって判明した事実は、いじめを受けた生徒の保護者に適切に伝える。

ウ) 加害生徒への指導

- ①いじめを行った生徒から、複数の教職員で事実関係を聴取する。
- ②いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心

- ・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ③いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめを行った生徒の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たる。
- ⑤状況に応じて、校医、臨床心理士など外部専門家に協力を依頼する。
- ⑥生徒のプライバシーに十分留意して対応する。
- ⑦孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、個々の状況に応じた指導計画による指導を行う。
- ⑧警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑨教育上必要と認めるときは、生徒に対して、出校停止処分、訓戒等の懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行う。

エ) 他の生徒への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対しても、十分に聴き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせる。
- ②いじめをやめさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ③はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④学級や学年全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底して伝え、いじめ防止に努めようとする態度を育てる。
- ⑤全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進める。

4. 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合をいう。

「運営委員会（いじめ防止のための組織）」において事実確認の結果、重大事態に該当すると判断した場合、ただちに以下の措置をとることとする。

- ①校長は、奈良県知事に対し、いじめによる重大事態の発生を報告する。
- ②校長は、学校設置者である「学校法人天理教校学園」に、いじめによる重大事態の発生を報告するとともに指導・助言を求め、以後緊密な連携を図る。
- ③「運営委員会（いじめの防止のための組織）」を母体とする「調査組織（名称は特に定めない）」を設置する。その際重大事態の形態によっては、校医、臨床心理士を構成員に加える。また、保護者の組織である「育友会」とも密に連絡をとり、助言を求めよう。
- ④上記「調査組織」において、いじめの事実関係について客観的な調査を実施する。
- ⑤アンケート調査等の実施にあたっては、被害生徒・加害生徒両者のプライバシー保護に十分配慮するとともに、明らかになった事実関係については、その情報を関係者に適切に提供する。
- ⑥校長は、調査結果を学校設置者である「学校法人天理教校学園」に報告する。
- ⑦学校設置者である「学校法人天理教校学園」は、調査結果を奈良県知事に報告する。

(2014. 11)